

資産評価委員会について

1. 審議事項

- 会社及び機構がそれぞれの公団から承継する資産の評価額(時価評価額)

2. 委員の構成(17人)

- 国の機関 財務省1人、国土交通省2人
- 会社の役員(会社の設立委員) 会社毎に1人(合計6人)
- 機構の役員(機構の設立委員) 1人
- 出資団体の長の共同推薦者 3人
- 学識経験者 4人

3. 今後のスケジュール(案)

6月30日 **評価委員の任命**

第1回評価委員会

- 委員長の選出、委員会規則の決定
- 評価要領(案)の説明等

7月13日 **第2回評価委員会**

- 具体的な資産区分毎の評価方法について
- 会社及び機構の資産額(概算)

9月上旬~中旬 **第3回評価委員会**

- 評価要領の承認
- 会社及び機構の資産額(暫定)

10月1日 **会社・機構の設立**

1月下旬~2月上旬 **第4回評価委員会**

- 会社及び機構の資産額の確定

関係条文

○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）（抄）

（公団の解散等）

第十五条 公団は、会社及び機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時に於いて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

2 会社及び機構の成立の際現に公団が有する権利のうち次に掲げる資産は、会社及び機構の成立の時に於いて国（首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が有する資産にあつては、国及び出資地方公共団体）が承継する。

一 第六条第一項の規定により公団が引き受けた会社の株式の総数

二 管理有料高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。）

三 前二号に定めるもののほか、会社及び機構がその事業又は業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

3 前二項の規定により会社及び機構並びに国及び出資地方公共団体が公団から承継する資産（国及び出資地方公共団体が承継するものにあつては、前項第一号に掲げるものに限る。）の価額は、会社及び機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5～12 略

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（抄） （平成十七年政令第二百三号）

（承継資産に係る評価委員の任命等）

第二条 法第十五条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 国土交通省の職員 二人

三 会社（法第三条第一項に規定する会社をいう。以下同じ。）の役員（会社が成立するまでの間は、同項の設立委員） 会社ごとに各一人

四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の設立委員） 一人

五 出資地方公共団体（法第六条第三項に規定する出資地方公共団体をいう。次条第三項において同じ。）の長が共同推薦した者 三人

六 学識経験のある者 四人

2 法第十五条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 略

道路関係四公団民営化関係4法について

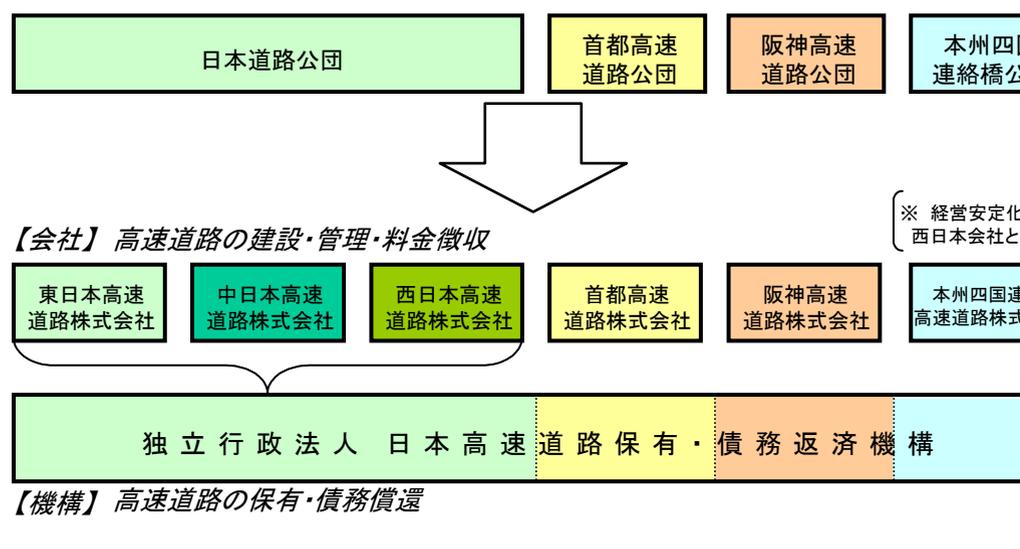
1. 道路関係四公団民営化関係法律

- 高速道路株式会社法(会社法)
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(機構法)
- 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(整備法)
- 日本道路公団等民営化関係法施行法(施行法)

2. 経緯

- 平成15年12月22日
「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」
政府・与党申し合わせ
- 平成16年3月9日
「道路関係四公団民営化関係法案」を閣議決定
- 平成16年6月2日
「道路関係四公団民営化関係法」成立
- 平成16年6月9日
「同法」公布・一部施行

【民営化のイメージ】



【会社と機構による事業実施イメージ】

